

平成31年第3回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成31年3月5日 開会

平成31年3月5日 閉会



平成31年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年3月5日(火)午後4時00分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之  
議 事 議案  
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定について  
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(19名)

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

出席事務局職員(4名)

---

◎開 会

事務局長            それでは、ただいまから平成31年第3回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。  
今関会長、よろしく願いいたします。

会長                本日もお忙しい中、どうもご苦勞さまでございます。今日はこのメンバーで最後の総会でございます。慎重審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局長            ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 利用権の中途解約に係る通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

平成31年3月5日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

---

事務局長            日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長をお願いいたします。

議長                これより平成31年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

た。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号13番篠原委員、議席番号14番佐藤委員の両委員を指名いたします。

日程第3、報告、利用権の中途解約に係る通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長 総会資料の4ページをご覧ください。通知があった件数は3件でございます。

3件全てが中間管理事業へ移行するため合意解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

---

#### ◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。議案第1号の1番から4番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号の1番から4番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の1番について、地区担当推進委員の市原委員からの説明を求めます。

市原推進委員

申請地区担当推進委員の市原です。

議案第1号の番号1について説明します。この申請は、所有権移転の売買です。

申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大、譲渡人にあっては農業経営廃止をそれぞれ希望するものです。

譲受人は取得した農地で水稻を作付するそうです。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号7番の井野です。ご説明申し上げます。

譲受人については、数年来より譲渡人の田を耕作しております。権利者については、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の齊藤委員からの説明を求めます。

齊藤(道)推進委員 担当推進委員の齊藤です。

この件は、譲渡人は現在東京都に住んでおられて、親から相続を受けた土地を管理できないということから、農業経営を廃止したいということで、前から買う人を探していたということです。

本当は全部一括で買ってくれる人ということで探したのだけれど、なかなか見つからなくて、今回譲受人が一括で6.014㎡を買うことになったということでもあります。

売買による所有権移転で、譲受人は田では米、畑は露地野菜を作付するということでもあります。別に問題ないと思います。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番齊田委員からの補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号17番、齊田です。説明いたします。

ただいま齊藤推進委員の説明のとおりでありまして、特に補足説明等はありません。

権利者については、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定いたします。

議案第1号の3番について、地区担当推進委員の今関委員

からの説明を求めます。

**今関（良）推進委員** 地区担当推進委員の今関です。

議案第1号の番号3についてご説明いたします。

この申請は所有権移転の贈与になります。申請の理由は、譲受人と譲渡人はご夫婦でしたが、今回離婚するということになりまして、財産分与という形になります。

譲受人は取得した農地で、水田は水稻、畑では落花生を作付する予定です。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号15番藤田委員からの補足説明等を求めます。

**藤田委員**

議席番号15番の藤田です。

ただいまご説明のあったとおりでございまして、夫婦間の贈与ということです。

権利者については、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の3番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。議案第1号の3番については許可することに決定いたします。

議案第1号の4番について、地区担当推進委員の菊池委員



からの説明を求めます。

**菊池推進委員**

申請地区担当推進委員の菊池です。議案第1号の番号4について説明します。

この申請は所有権移転の売買です。申請の理由は、譲受人においては農業経営拡大を、譲渡人にとっては農業経営の縮小を、それぞれ希望するものです。

譲受人は取得した農地で水稻を作付する予定です。譲渡人は後継者がいないためということです。

先日、現地を見てきましたが、問題はありません。

以上で説明を終わります。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番中村委員からの補足説明等を求めます。

**中村委員**

議席番号10番の中村です。

今、菊池さんから説明があったとおりで、何ら問題はないかと思えます。

なお、権利者については、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の4番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。議案第1号の4番については許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、平成30年度第12次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
所有権移転個人明細番号の番号1、2番及び3番、利用権設定等個人別明細の番号1番から38番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。所有権移転個人明細の番号1、2番及び3番、利用権設定等個人別明細の番号1から38番について、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。  
この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お

諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
利用配分計画個人別明細の番号1番から5番、11番から23番、25番、26番及び27番について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細の番号1番から5番、11番から23番、25番、26番及び27番については、原案のとおり意見を付することに決定します。  
次に、利用配分計画個人別明細の番号6番から10番及び24番を採決しますが、この案件は議席番号4番美濃輪委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、美濃輪委員の退室を求めます。

(美濃輪委員退室)

議長 それでは、利用配分計画個人別明細の番号6番から10番及び24番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細の番号6番から

10番及び24番については、原案のとおり承認することに決定します。

美濃輪委員の入室を許します。

(美濃輪委員入室)

---

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から何かご意見等ございますか。

篠原委員

13番の篠原です。ちょっと提案というか要望なのですが、4月から新しい農業委員さんで活動を始めると思いますが、私は旧松尾町の大平地区なのですが、今度推進委員さんが2名かわるわけです。その方をお願いをして手を挙げてもらいましたが、そのときの話で、農業は知っているけれど、農業委員会ってどんなものがよくわからなくて、役員になって、すごい心配だなというのがありまして、もしできれば、私もそうでしたけれど、市の独自の新人研修などを事務局あたりで持ってもらえれば、いろいろなことを覚えて、運営もしやすくなるし、本人の努力もそれに合わせてできるような感じがしますので、許せばそういう形を、大平地区では要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

わかりました。  
この意見に関して、皆さん、どう思いますでしょうか。

事務局長

ご希望とあればいつでも対応させていただきますので、大平地区に限らず、現役の委員さんも含めてですが、ご希望だということで声をかけていただければ、総会の日に合わせてなくても、都合のいい日に対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

篠原さん、よろしいでしょうか。  
ほかに何かございますでしょうか。

---

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。お疲れ  
さまでございました。

